

京都市消防局訓令乙第18号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1 2部隊の項中「10隊」を「12隊」に改め、同表3部隊の項中「38隊」を「37隊」に改める。

別表第4増強部隊数の項中「10」を「12」に、「45」を「47」に、「38」を「37」に、「78」を「77」に改め、同表署警防本部の項中「10」を「12」に、「44」を「46」に、「38」を「37」に、「76」を「75」に改め、同表署警防本部別の項

中「

		1	2
--	--	---	---

」を「

	1	1	3
--	---	---	---

」に、

「

3		1	2	6	1	4		1	6
---	--	---	---	---	---	---	--	---	---

」を

「

2		1	2	5	1	3		1	7
---	--	---	---	---	---	---	--	---	---

」に、

「

6		2	8
---	--	---	---

」を「

7		2	7
---	--	---	---

」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)